

山元町仮設住宅支援活動 有償支援活動ガイドライン

(山元町応急仮設住宅等連絡会承認事項)

2012年3月版

東日本大震災で被災された山元町町民生活の自立と町内の経済活性化を図るため、仮設住宅支援活動に関して、出来るだけ有償活動とする。

1. 有償となる活動の種類

(1) 専門家(有資格者含む)によるサービス(但し、法律相談関係は除く。)但し、町内の組合や業者の営業妨害なるような場合は有償であっても町内における活動を禁止する。

(例) マッサージ、整体、鍼灸、カイロプラティック、理美容、医療行為等に準じる行為等

(2) 物資配付(食料品、衣類、生活用品など)

(3) 炊き出し(食事提供)

※食中毒などを防ぐため、保健所が推奨する衛生基準を厳守していること。内容によっては保健所への届け出を必要とする場合もある。

(4) カフェ(ただし、以下の基準を設ける。)

有償: ドリップコーヒー、ミル挽きコーヒー、アルコールドリンク、ケーキ類、調理パン類、その他喫茶店やカフェなどで販売しているようなドリンク・食べ物など

無償: インスタントコーヒー・お茶などのソフトドリンク、安価な飴・チョコなどの茶菓子、住民手作りお菓子など

(5) 自分で持ち帰ることができる作品作り(手芸、ビーズ工作など)

(6) その他、山元町応急仮設住宅等連絡会が定める活動

2. 徴収した金銭について

上記の活動において徴収した金銭の活用については、原則として各実施団体の判断とする。

(例) 材料費、活動費、山元町への義援金、日赤義援金、その他NPO等への寄付など

3. その他

行政連絡員や住民の方々の主催活動(住民のための住民による活動かつ住民中心に実施運営される)についてはこの限りではなく、当該仮設住宅団地の判断で活動を実施していただきます。